

長野県報

7月6日(木)
令和5年
(2023年)
第420号

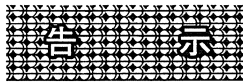
目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課).....	1
長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・IT振興課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課).....	4

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(松本空港課).....	5
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	6



長野県告示第377号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和5年7月6日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 特定施設入居者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人 光仁会	特定施設入居者生活介護 アルカディア	長野県上田市保野710番地	令和5年7月1日

介護支援課

長野県告示第378号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年7月6日

長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
飯山市
- 都市計画事業の種類及び名称
飯山都市計画下水道事業 飯山市公共下水道(飯山処理区)
- 事業施行期間
平成4年2月10日から
令和8年3月31日まで
- 事業地
変更なし

生活排水課

長野県告示第379号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和5年7月6日

長野県知事 阿部 守一

北安曇郡松川村字北ノ原4334番12、4334番14及び4336番6

産業立地・IT振興課

長野県告示第380号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年7月6日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、伊那市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
伊那市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、伊那市（次の図に示す部分に限る。）
イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第381号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年7月6日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
茅野市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第382号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年7月6日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡天龍村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第383号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年7月6日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡木曾町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

木曾町（次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

木曾町（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第384号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年7月6日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小川村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第385号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和5年7月6日

長野県知事 阿部 守一

- 一部について指定を解除する区域の名称
南条
- 一部について指定を解除する区域
飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年7月6日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称
別府下
- 指定の区域
飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課